

与那原町葬祭場等の設置等に関する指導規則

(目的)

第 1 条 この規則は、葬祭場等の設置等に関し必要な事項を定め、葬祭場等の設置等をする事業主及び近隣関係住民等に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置等に伴う事業主と近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、もって良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場等 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設(宗教施設、ホテル等を除く。)又は遺体を保管する施設(病院その他の医療施設を除く。)であつて次に掲げるものをいう。

ア 葬祭場 通夜、葬儀又は告別式を執り行うための式場であり、不特定多数の者が利用する集会施設をいう。

イ 遺体保管所 葬儀等を行う施設を持たず、業として遺体の保管又は安置(運送契約に基づく一時保管を含む。)をする施設をいう。

ウ エンバーミング施設 葬儀等を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。

(2) 葬祭場等の設置 新築、増築(葬儀若しくは告別式が行われる部分又は遺体保管所及びエンバーミング施設の床面積が増加する場合に限る。建築物の使用方法の変更において同じ。)、改築、建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。

(3) 事業主 葬祭場等の設置又は管理運営をしようとする者をいう。

(4) 近隣関係住民等 葬祭場等の敷地境界から水平距離が 100 メートルの範囲内にある土地又は建築物の所有者及び占有者並びにその範囲に存する商工会関係者等及び自治会等の長をいう。

(事業主の責務)

第 3 条 事業主は、周辺の住環境、生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、第 9 条に規定する環境整備事項及び第 10 条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう葬祭場等の設置又は管理運営を行い、近隣関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第 4 条 近隣関係住民等は、事業主から葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があつた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、第7条第1項に規定する標識を設置する前に、事前協議書(様式第1号)を町長に提出し、当該事業の計画内容及び設置理由並びにこの規則に定める事項について協議を行うものとする。

2 前項の規定により協議を必要とする事項は、葬祭場等を設置する目的及び理由並びに計画内容のうち第8条に規定する説明会等、第9条に規定する環境整備事項及び第10条に規定する管理運営事項その他重要な事業の計画内容とする。

(協定の締結)

第6条 事業主は、前条の規定による協議により、町長との合意に達した場合は、協定書(様式第2号)により合意事項について町長と協定を締結するものとする。

(標識の設置等)

第7条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、事業計画の内容を近隣関係住民等に周知させるため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識(様式第3号)を設置し、その旨を標識設置(変更)届(様式第4号)により町長に提出するものとする。

2 前項の標識は、次に掲げる日のうち最も早い日を起算日として、少なくとも60日前から設置するものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請(以下「確認申請」という。)の日

(2) 確認申請に伴う許可(建築基準関係規定によるものを含む。)又は認定の手続を行おうとする日

(3) 葬祭場等の設置に係る工事を着工する日

(4) 葬祭場等の営業を開始する日

3 第1項に規定する標識は、第11条の規定による設置完了報告書の提出をする日までの間、設置するものとする。

(説明会等)

第8条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、前条第1項に規定する標識を設置した日から14日を経過した日以後速やかに、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会、戸別訪問等(以下「説明会等」という。)の方法により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

(1) 葬祭場等の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物、自動車駐車場等及び付近の建築物の位置の概要

(2) 葬祭場等の規模、構造及び用途

(3) 葬祭場等の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響とその対策

(4) 葬祭場等の工期、工法及び作業方法

(5) 葬祭場等の工事による危害防止策

(6) 葬祭場等の管理運営体制及び営業形態

2 事業主は、近隣関係住民等から説明会の開催を求められたときは、説明会を開催しなければならない。

3 事業主は、前2項の規定により説明会等を行ったときは、その内容について近隣関

係住民等説明報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

- 4 事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営によって生じる全ての紛争等について、解決するために誠意をもって対応するものとする。

(環境整備事項)

第9条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の敷地は、原則として国道又は県道に6メートル以上接すること。
- (2) 葬祭場等の外壁やこれに代わる柱等の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地からの当該施設への眺望に対し、開口部の位置等に樹木による緑化等や目隠しフェンス等により隣地に対して配慮すること。
- (3) 葬祭場等の敷地内は、樹木等により緑化の推進に努めること。
- (4) 葬祭場等の自動車駐車場は、収容数(参列者)のおおむね10分の1程度の駐車台数とし、規模に応じて適切に敷地内又はその近傍地に確保すること。
- (5) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、霊きゅう車、マイクロバスその他の葬儀の用に供する車両のための駐車場を確保し、ストレッチャーひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保すること。
- (6) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営事項)

第10条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するものとするほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 供花及び花環等は、原則として建物内に設置すること。
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと。
- (3) 遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、敷地内で行い、遺体又はひつぎが当該葬祭場等の外部から視認されないよう配慮すること。
- (4) 葬儀等に関する音が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防音対策を行うこと。
- (5) 線香の臭気等が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防臭対策を行うこと。
- (6) 廃棄物及び排水を適正に処理すること。
- (7) 葬儀等の際、周辺道路の状況により交通渋滞が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は必要に応じて近隣の駐車場を確保し案内する等、交通誘導員を配置し交通渋滞の防止策及び事故の防止に努めること。
- (8) 管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

(葬祭場等の設置完了の報告)

第11条 事業主は、第5条第1項の規定により事前協議書を提出した葬祭場

等の設置が完了したときは、遅延なく設置完了報告書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(計画変更及び事業主変更)

第12条 事業主は、第5条第1項の規定により提出した事前協議書に係る葬祭場等の計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに計画変更届(様式第7号)を町長に提出するものとする。

2 事業主は、第5条第1項の規定により提出した事前協議書に係る葬祭場等を譲渡し、又は賃貸する場合は、この規則に基づき締結した協定の内容等について、譲受人又は賃借人に周知し、及び継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

(勧告)

第13条 町長は、第5条の規定による協議を行わない事業主、同条の規定による協議において合意に達しなかった事業主(協議中の事業主を含む。)又は第6条の規定により締結した協定の合意事項を実行しない事業主に対して、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に町に存し、又は葬祭場等の設置に係る工事が着手されている葬祭場等については、この規則の規定は適用しない。

事前協議書

年 月 日

与那原町長あて

(事業主)住所

氏名 印

電話

(法人にあつては、その事務所の所在地
並びに名称及び代表者名)

与那原町葬祭場等の設置等に関する指導規則第5条第1項の規定に基づき、下記の設置計画について、事前協議をお願いいたします。

記

【設置計画の概要】

葬祭場等の位置	与那原町字
葬祭場等の名称	
用途地域	
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 建築物の使用方法の変更等 建築物の用途の変更等の場合の変更前の用途 ()
葬祭場等の種別	<input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> 遺体保管(安置)所 <input type="checkbox"/> エンバーミング施設
工事予定	着工： 年 月 日 完成： 年 月 日
設計者	住所 連絡者氏名 氏名 電話
工事施行者	住所 連絡者氏名 氏名 電話

【添付書類】

- 葬祭場等設置計画概要書(第3面) 各階平面図・立面図・断面図
案内図 管理運営関係書類
敷地求積図 その他()
配置図(駐車場等を含む。)

(注)本計画に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出を行うこと。

葬祭場等設置理由書

【設置目的及び理由】

①葬祭場を設置する目的及び必要性について

②計画位置で葬祭場等を設置する理由について

③計画規模の理由について

【周辺の事前確認の有無】

有 無

※有の場合は、周辺状況を確認した上で計画位置とした判断理由について記入すること。

※無の場合は、葬祭場等を設置するに当たり、周辺状況の事前確認をしなかった理由について記入すること。

葬祭場等設置計画概要書

1 計画の概要

工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 建築物の使用方法の変更等				
構造	造	高さ	m	階数	地上 階
					地下 階
敷地面積		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
		建蔽率	%	容積率	%
収容人数(最大)	人	駐車台数	台	駐車場設置率 (※1)	%

2 建築計画上及び管理運営上の措置

(1) 環境整備事項

項 目	対応策(要旨)
接道条件	接道道路幅員(m)道路に接する幅(m)
隣地境界線からの距離 隣地への配慮	隣地境界線からの距離 最小値(m) <input type="checkbox"/> 樹木等 <input type="checkbox"/> 目隠しフェンス等 <input type="checkbox"/> その他()
緑化推進	
自動車駐車場 霊きゅう車等駐車場	駐車台数 台(敷地内 台 近傍地 台) 最大客数(席) 最大収容人数(人) 霊きゅう車駐車場 有・無 マイクロバス駐車場 有・無
周辺環境への配慮	

(2) 管理運営事項

項 目	対応策(要旨)
供花・花環の設置場所	
通夜、告別式等の場所	
棺等の搬入出	
防音・防臭対策	
廃棄物処理・排水処理	
交通渋滞・事故防止対策	
近隣対応	

(※1) 駐車台数を収容人数(最大)で除した数値(%)を記入してください。

様式第2号（第6条関係）

協 定 書

与那原町字 _____ に設置する _____（与那原町葬祭場等の設置等に関する指導規則（以下「指導規則」という。）第2条第1項第1号アからウまでに掲げる施設の名称を記載） _____ について、与那原町（以下「甲」という。）と事業主 _____（以下「乙」という。）は、指導規則第6条の規定に基づき協定を締結する。

記

（総則）

第1条 乙は、指導規則第1条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導規則の趣旨及びこの協定の内容を遵守するものとする。

（環境整備事項）

第2条 乙は、指導規則第9条の規定に基づき、当該施設の環境整備事項について、指導規則第5条第1項の協議で合意に達した内容のとおり整備するものとする。

（管理運営事項）

第3条 乙は、指導規則第10条の規定に基づき、当該施設の管理運営事項について、指導規則第5条第1項の協議で合意に達した内容のとおり管理運営を行うものとし、事業により近隣関係住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、当事者間で十分協議を行うものとする。

（近隣関係住民等との調和）

第4条 乙は、当該事業地及び周辺地域の生活環境及び商業環境等に及ぼす影響に十分配慮し、近隣関係住民等との良好な近隣関係を損なうことのないよう誠意をもって対応するものとする。

2 乙は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

（計画変更及び事業主変更）

第5条 乙は、指導規則第12条第1項の規定に基づき、計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに甲にその旨を申し出るものとする。

（譲受人等への周知）

第6条 乙は、指導規則第12条第2項の規定に基づき、事前協議書に係る葬祭場等を譲渡し、又は賃貸する場合は、この協定書の内容等について、あらかじめ書面により譲受人又は賃借人に周知し、及び継承するとともに、甲に書面の写しを提出するものとする。

(葬祭場等の設置完了の報告)

第7条 乙は、当該施設の設置が完了した時点で、甲に対して遅滞なく葬祭場等の設置完了の報告を行うものとする。

(協定の解除)

第8条 乙が、指導規則第13条の規定に基づき勧告を受けたにもかかわらず、改善が図られない場合は、この協定を解除するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

年 月 日

甲

沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地
与那原町長

乙

住 所
事業主
氏名

様式第3号（第7条関係）

90 cm以上

葬祭場等設置計画のおしらせ				
葬祭場の名称				
建築敷地地番		与那原町字		
建築物の概要	建築物の用途		葬祭場等の種別	
	変更前の用途		工事種別	
	敷地面積	m ²		建築面積 m ²
	延べ床面積	m ² (葬祭場等に供する部分床面積 m ²)		
	階数	地上 階	高さ	m
		地下 階		
着工予定			完了予定	
事業主	住所 氏名	電話		
設計者	住所 氏名	電話		
施行者	住所 氏名	電話		
標識設置年月日		年 月 日		
<p>この標識は、与那原町葬祭場等の設置等に関する指導規則第7条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>上記の葬祭場等設置計画についての問合せは、次の連絡先へお願いします。</p> <p>(連絡先) 電話</p>				

90 cm以上

(注) この標識は、縦・横とも90 cm以上とし、取付位置は、地面から標識の下端までの高さがおおむね1mとなるよう見やすい位置に設置するものとする。

(備考)

- (1) この標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない材料及び構造により製作するとともに、表示した文字が雨等により不鮮明にならない塗料等を使用してください。
- (2) この標識は、原則として道路に面する位置に設置してください。

様式第4号（第7条関係）（第1面）

年 月 日

与那原町長あて

(事業主)住所

氏名

印

電話

法人にあつては、その事務所の所在地

及び名称並びに代表者の氏名

標識設置(変更)届

与那原町葬祭場等の設置等に関する指導規則第7条第1項の規定に基づき、次の葬祭場等に係る標識を以下のとおり設置(変更)したので届け出ます。

葬祭場の名称			
設計者住所・氏名			
施工者住所・氏名			
葬祭場等の の	地番		
	用途地域		
	その他地区計画等		
建築物の用途		葬祭場の種別	
(変更前の用途)		工事種別	
計画に係る建築物	高さ	階数	地上 階 地下 階
	構造	基礎工	
延べ面積		m ²	建築面積 m ²
延べ床面積		m ²	葬祭場等の用に供する部分の床面積 m ²
着工予定年月日		年 月 日	完了予定年月日 年 月 日
説明の申出 連絡先			

備考 次の関係書類を添付してください。

- (1) 標識を設置したことを証する写真(遠景及び近景各1枚)
- (2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図

様式第 4 号(第 7 条関係)(第 2 面)

【案内図】

【標識設置位置図】

様式第 4 号(第 7 条関係)(第 3 面)

【標識設置状況(遠景)】

【標識設置状況(近景)】

（第 回）近隣関係住民等説明報告書

年 月 日

与那原町長あて

（事業主）住所

氏名

印

電話

法人にあつては、その事務所の所在地

及び名称並びに代表者の氏名

与那原町葬祭場等の設置等に関する指導規則第8条第3項の規定に基づき、近隣関係住民等に対し説明会等を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

葬祭場等の名称		
葬祭場等の位置		与那原町字
説明会等の内容	説明会方法	<input type="checkbox"/> 説明会方式 会場() <input type="checkbox"/> 個別説明方式
	説明者	住所 氏名 電話
	説明会日時	年 月 日() ~ 年 月 日() 時 ~ 時
	説明会周知方法	
	出席者	人(別添リストのとおり)
	近隣関係住民等からの意見	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合、意見概要をまとめた資料を議事録へ記入すること。
	配付資料	<input type="checkbox"/> 葬祭場等設置計画概要書 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図(配置図) <input type="checkbox"/> 平面図・立面図・断面図 <input type="checkbox"/> その他()
	説明概要	

(注)

- 1 該当する□にはレ印を記入してください。
- 2 「説明概要」欄には、説明又は説明会の概要を記載し詳細については議事録を添付してください。
- 3 説明対象区域を示した地図を添付してください。

様式第6号（第11条関係）

設置完了報告書

年 月 日

与那原町長あて

(事業主)住所

氏名

印

電話

法人にあつては、その事務所の所在地

及び名称並びに代表者の氏名

与那原町葬祭場等の設置等に関する指導規則第11条の規定に基づき、下記葬祭場等の設置が完了したので報告します。

記

葬祭場等の名称	
葬祭場等の場所	与那原町字
工事完了日	年 月 日
営業開始日	年 月 日
設計者	住所 氏名 電話
施工者	住所 氏名 電話
備考	

様式第7号（第12条関係）

計画変更届

年 月 日

与那原町長あて

(事業主)住所

氏名

印

電話

法人にあつては、その事務所の所在地

及び名称並びに代表者の氏名

与那原町葬祭場等の設置等に関する指導規則第12条第1項の規定に基づき、下記の設置計画について、計画の内容を変更したく添書類とともに届け出ます。

記

葬祭場等の名称	
葬祭場等の位置	与那原町字
事前協議書受付番号	年 月 日 与まち都第 号
事業主	住所 氏名 電話
設計者	住所 氏名 電話
施工者	住所 氏名 電話
変更内容	